２月号

広島牛にゅーす

Ｎｏ20　平成 25 年２月１日発行

広島県東部畜産事務所担当から広島牛に関連する話題を提供させていただきます。
皆様の広島牛経営の参考になれば幸いです。（対象エリア：三原，尾道，福山，府中，世羅，神石高原）

◆種雄牛造成に御協力ください◆　～広域後代検定事業～

この度，広島県立総合技術研究所畜産技術センターは平成 25 年度の「広島牛」広域後代検定事業の調整交配計画を策定しました。２頭の候補種雄牛精液を県内和牛繁殖牛 60 頭に交配をお願いし，20 頭の子牛を生産して，その肥育成績によって種雄牛の能力を算出していきます。

今後，家畜人工授精師などの皆様へ交配の御協力をお願いする予定です。

【候補種雄牛の概要】

『３柴沖茂（しばおきしげ）』　平成 23 年４月６日生れ　産地：三次市甲奴町　東部交配割当頭数 ８頭

血統：沖茂金波－平茂勝－美津福　特徴：抜群の体積で全共４席！

期待育種価：脂肪交雑 1.38　枝肉重量 35.4　交配期間：４月１日～７月 31 日

『沖茂神竜（おきしげしんりゅう）』　平成 23 年３月 22 日生まれ　産地：庄原市七塚町　東部交配割当頭数 ８頭

血統：沖茂金波－平茂勝－第３神竜の４　特徴：県内トップクラスの BMS 能力！

期待育種価：脂肪交雑 1.40　枝肉重量 47.8　交配期間：５月１日～８月 31 日

皆様の御理解・御協力よろしくお願いします。（記事：Ｈ．Ｕ）

◆稲ＷＣＳの利用拡大に向けて◆　～アンケート・事例調査の御協力ありがとうございます～

東部畜産事務所では，管内の稲ＷＣＳを利用する牧場 49 戸（乳用 19 戸，肉用 30 戸）に利用に関するアンケート調査を実施しました。集計結果や訪問による聴取から見えてきたことを報告します。（記事：Ｓ．Ｍ）

【稲ＷＣＳとは？】稲発酵粗飼料（イネホールクロップサイレージ）といい，イネの米粒が完熟する前に，穂と茎葉を同時に刈取り，ラッピングするなどして乳酸発酵させた粗飼料を言います。

稲ＷＣＳの生産量（t）

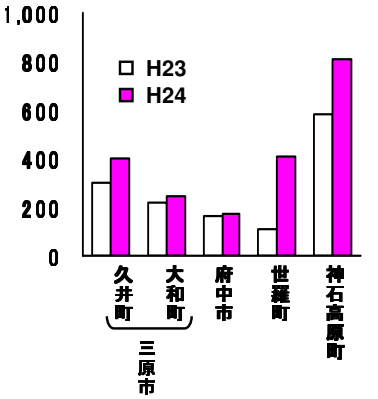

稲ＷＣＳの生産量は，作付面積の拡大や革新的新品種「たちすずか」の普及による単収向上で飛躍的に増加しています。

牛のし好性

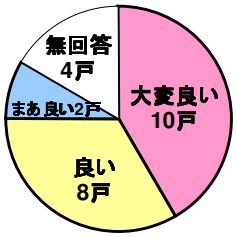

稲ＷＣＳの品質

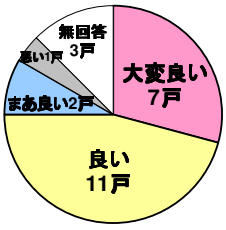

肉用牛農家 24 戸のうち８割近い利用者が，牛のし好性，品質ともに，満足できると回答しており，利用量の増加が期待できます。

今後の利用量

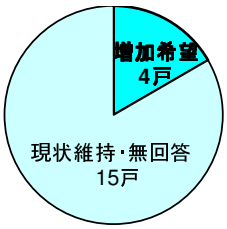

今後の給与期間

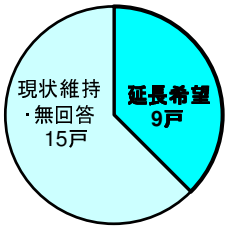

今後の利用について，１頭当たりの給与量増加や通年給与に興味を持っている農家もあり，更なる生産利用の拡大の可能性があります。

【まとめ】和牛繁殖牛へ約 20kg/日の給与事例，通年給与事例，肥育牛への給与事例等から，まだまだ利用拡大の余地があります。引き続き安心して利用できる体制を支援します。

企画・編集：広島県東部畜産事務所振興グループ

印刷規格　A3 両面

◆和牛のブランド化事例から学ぶ◆　～農林水産省中国四国農政局研修会～

平成25年1月17日（木）岡山市の会場で，中国四国農政局が主催する和牛のブランド化の推進に関する研修会が開催されました。中国四国９県の県，市町，農協など関係者約９０名が参加し，これからの和牛ブランドの見識を深めました。

研修会では，３つのブランド化事例の話題提供がありました。

研修会の講師陣は，「個性，特色，特徴を持った牛肉生産，ＰＲが大切」と口をそろえて，ブランド化の推進の方向性を示唆していました。

（記事：H．U）

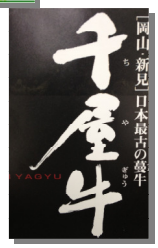

「千屋牛」（岡山県新見市）

約3000頭の和牛（繁殖頭数：肥育頭数≒1：1）を擁するJA阿新が，直営肥育農場，繁殖牛預託施設を有し，WCSを活用して繁殖牛の低コスト生産を推進しつつ，和牛の歴史を強みに，関係団体で組織する千屋牛振興会において指定販売店，指定外食店制度を取り入れ，積極的な販売活動を行う。

「オリーブ牛」（香川県）

うま味成分のオレイン酸等を含むオリーブ油粕を飼料とし，オリーブ産地・イメージを有効に活用して，全国各地から優秀雌牛を導入しながら，販売店と料理店を指定。知事が先頭に立って，マスメディアへの積極的なＰＲを推進し，京阪神を中心に県外へ供給する。

「土佐あかうし」（高知県）

約2000頭の稀少な高知褐毛和種を逆手にとり，サシでなく，赤肉の味を料理人雑誌へ売り込み，関東・関西の料理店にPRして根強いファンを獲得しつつ，販路開拓，枝肉価格，子牛価格の形成に寄与。

◆報告をお願いします◆　～飼養衛生管理基準の定期報告について～

★飼養衛生管理基準について

牛・馬・豚・鶏・めん羊・山羊などの動物を飼養しているみなさまへ

家畜を所有されている方は「飼養衛生管理基準」を遵守する義務があることは御存知でしょうか？

「飼養衛生管理基準」とは，家畜の疾病を予防するため，家畜の所有者が守らなければならない基準です。

対象家畜の１頭（羽）以上の所有（飼養）者は，飼養衛生管理基準を遵守する義務があります。

★定期報告について

家畜を所有されている方は，毎年，飼養状況（２月１日現在）等を報告することになっています。

規定の様式により，畜産事務所（家畜保健衛生所）へ提出（郵送可）してください。

報告期限は，毎年４月１５日（厳守）です。

なお，報告様式については，広島県ホームページからもダウンロードできます。

「広島県ホームページ」→「しごと・産業」→「農林水産業」→「畜産業」→「家畜を飼育する皆様に知っておいてほしいこと」

★定期報告の提出・お問い合せ先

◇東部畜産事務所（家畜保健衛生所）

〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1　Tel（０８４）９２１－１３１１（代表）

三原市・尾道市・福山市・府中市・世羅町・神石高原町

コラム

≪こんなことやってます！～世羅西駅伝で「広島牛」をＰＲ≫

平成２５年１月１３日（日）に旧世羅西町を１周する歴史ある駅伝大会に当所職員有志で参加してきました。親睦，健康と広島牛のＰＲを図るため，手作りの広島牛ゼッケンやのぼりで，世羅町の皆さんに「広島牛」を宣伝してまいりました。たくさんの方から「広島牛ガンバレ！」と声援を頂き，大変有意義な取組みとなりました。

遠路，応援にお越しいただいた皆さま，歓迎していただいた皆さま，誠にありがとうございました。（H．U）

広島牛にゅーす　集落法人　検索

企画・編集：広島県東部畜産事務所振興グループ
〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1　TEL084-921-1311（内線 3904）